

機械器具 32 医療用吸引器
*管理医療機器 歯科用吸引装置 JMDN 34859000

デュアル

【警告】

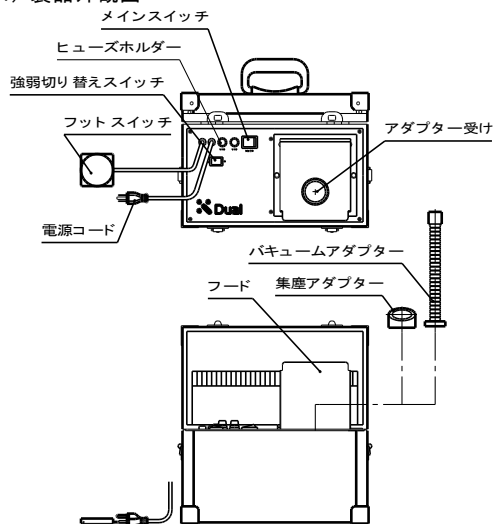
幼児・子供の診療時以外は、彼らを本製品へ絶対に近づけないこと。

【併用禁忌】

- ① マグネシウム・チタン・亜鉛や化学物質などの爆発性粉塵・ガス・蒸気を吸わせないこと。また、近くや雰囲気中で使用しないこと。爆発したり、火災の原因になります。
- ② 灯油・ガソリン・シンナー・塗料・溶剤などの引火性のものを吸わせないこと。また、近くや雰囲気中で使用しないこと。爆発したり、火災の原因になります。

*【形状・構造及び原理等】

1) 製品外観図



2) 電気的定格

- ① 電源電圧 : AC100V
- ② 周波数 : 50/60Hz
- ③ 消費電力 : 740VA(50Hz)
710VA(60Hz)

*本製品は、EMC 規格 JIS T 0601-1-2:2002 に適合している。

- 3) 質量 : 8.9kg

**4) 作動原理

本製品は、汚物分離機能を有した可搬型歯科ユニットにバキュームアダプターを接続し、フットスイッチを踏むと電気制御回路が作動し、ファンモーターの真空圧により吸引力が働き、可搬型歯科ユニットのバキュームシリンジ及びバキュームセパレータが作動し、患者の口腔内の冷却水、切削塵、唾液等を吸引除去する。尚、集塵アダプターを使用することにより、義歯調整などの技工用途での切削粉塵を紙袋により除去する。電気制御回路は、バキュームシリンジ使用時に、ファンモーターの温度上昇をおさえる為、4分でファンモーターを停止させる。

**【使用目的、効能又は効果】

可搬式の歯科ユニットに接続し、歯科治療中に口腔から発生する、水、血液、唾液及び破片を除去及び、技工用途での切削粉塵を吸引する。

*【品目仕様等】

真空圧 : 12~15kPa

**【操作方法又は使用方法等】

詳細については、取扱説明書の4. 使用方法の項をご参照ください。

- 1) メインスイッチをONにすると、メインスイッチに内蔵しているランプが点灯します。
- 2) 強弱切り替えスイッチを<H>又は<L>の方向に切り替えます。
- 3) フットスイッチを踏むと吸引します。

【使用上の注意】

詳細については、取扱説明書をご使用前に必ずお読みください。医用電気機器の使用上(安全及び危険防止)の注意事項をお読みください。

- 1) 本製品の電源プラグは、定格電圧100Vで定格電流15A以上の医用接地型電源コンセントに単独で差し込んでください。また、「たこ足配線」は絶対にしないでください。発熱による火災や感電の恐れがあります。
- 2) 本体ケースの排気口をふさがないようにください。本体が熱くなり、発火の原因となります。
- 3) 吸引口をふさいで長時間運転しないでください。本体が熱くなり、発火の原因となります。

医用電気機器の使用上(安全及び危険防止)の注意事項
(S47.6.1 付厚生省薬務局長通知 薬発第495号)

1. 熟練した者以外は機器を使用しないこと。
2. 機器を設置するときには、次の事項に注意すること。
 - (1) 水のかからない場所に設置すること。
 - (2) 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分などを含んだ空気などにより悪影響の生ずる恐れのない場所に設置すること。
 - (3) 傾斜、振動、衝撃、(運搬時を含む) など安定状態に注意すること。
 - (4) 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に設置しないこと。
 - (5) 電源の周波数と電圧及び許容電流値(又は消費電力)に注意すること。
 - (6) 電池電源の状態(放電状態、極性など)を確認すること。
 - (7) アースを正しく接続すること。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

3. 機器を使用する前には次の事項に注意すること。

- (1)スイッチの接触状況、極性、ダイヤル設定、メーター類などの点検を行い、機器が正確に作動することを確認すること。
- (2)アースが完全に接続されていることを確認すること。
- (3)すべてのコードの接続が正確でかつ完全であることを確認すること。
- (4)機器の併用は正確な診断を誤らせたり、危険をおこすおそれがあるので十分注意すること。
- (5)患者に直接接続する外部回路を再点検すること。
- (6)電池電源を確認すること。

4. 機器の使用中は次の事項に注意すること。

- (1)診断、治療に必要な時間・量をこえないように注意すること。
- (2)機器全般及び患者に異常のないことを絶えず監視すること。
- (3)機器及び患者に異常が発見された場合には、患者に安全な状態で機器の作動を止めるなど適切な措置を講ずること。
- (4)機器に患者がふれることのないよう注意すること。

5. 機器の使用後は次の事項に注意すること。

- (1)定められた手順により操作スイッチ、ダイヤルなどを使用前の状態に戻したのちに電源を切ること。
 - (2)コード類のとりはずしに際しては、コードを持って引き抜くなど無理な力をかけないこと。
 - (3)保管場所については、次の事項に注意すること。
 - I 水のかからない場所に保管すること。
 - II 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に保管すること。
 - III 傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)など安定状態に注意すること。
 - IV 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。
 - (4)付属品、コード、導子などは清浄したのち、整理してまとめておくこと。
 - (5)機器は次回の使用に支障のないよう必ず清浄しておくこと。
6. 故障したときは勝手にいじらず適切な表示を行い修理は専門家にまかせること。

7. 機器は改造しないこと

8. 保守点検

- (1)機器及び部品は必ず定期点検を行なうこと。
- (2)しばらく使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に必ず機器が正常にかつ安全に作動することを確認すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1) 貯蔵・保管方法

- ①水のかからない場所に保管すること。
- ②気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分などを含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に保管すること。
- ③傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)などに対する安定状態に注意すること。
- ④化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。

2) 耐用期間

製造日から、正規の保守点検を行った場合に限り7年間とする。[自己認証(当社データ)による]

【保守・点検に係る事項】

詳細については、取扱説明書の5.保守点検の項をご使用前に必ずお読みください。

- 1) 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。
- 2) 暫く使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に必ず装置が正常にかつ安全に作動することを確認すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者

株式会社 吉田製作所

住所: 〒130-8516 東京都墨田区江東橋1-3-6

TEL: 03-3631-2191(代表)

FAX: 03-3633-9427

お問い合わせ先

TEL: 06-6783-2755(大阪工場)

FAX: 06-6783-2759(大阪工場)

TEL: 03-3635-1686(顧客情報サービス部)

FAX: 03-3635-8937(顧客情報サービス部)

製造業者

株式会社 吉田製作所

販売業者

株式会社 ヨシダ

住所: 〒110-8507 東京都台東区上野7-6-9

TEL: 03-3845-2941(診療機器部)

FAX: 03-3845-2948(診療機器部)

文書番号 VV添02-006C

取扱説明書を必ずご参照下さい。